

**地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
（最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業（A類型））に係る
性能証明書発行申請の手引き**

一般社団法人日本自動車機械工具協会（以下「機工協」という。）は、証明書発行団体として自動車整備事業等で使用する最新モデル省エネルギー機器等についての性能証明書の発行業務を行います。

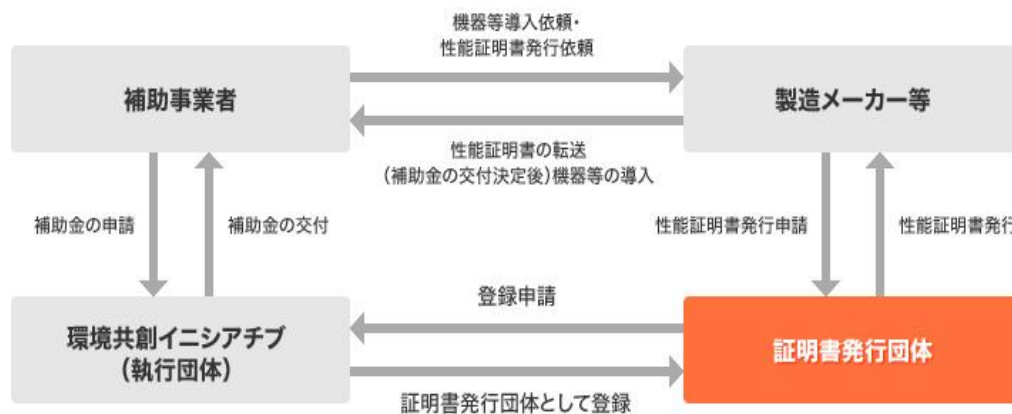
性能証明書の発行の手続きは次のとおりです。

1. 性能証明書発行の申請者

性能証明書発行の申請者は、補助金の交付を申請しようとする法人又は事業主（以下「補助事業者」）から性能証明書の発行依頼を受けた製造メーカー等です。

ただし、代理店や関連会社等で正確な申請が可能な場合は、機器等の製造メーカーに代わって申請することも認められています。

（手続きスキーム）



本事業の詳細及び補助対象カテゴリ表等の資料は、[SIIのホームページ](#)をご参照ください。

2. 補助対象機器等の要件

- (1) [「補助対象カテゴリ表」](#)に記載のある機器等であること。
- (2) 最新モデルの省エネルギー機器等であること。
- (3) 同一製造メーカー内の一代前モデルとの比較において、年平均1%以上省エネルギー性能が向上していること。

※「補助対象カテゴリ表」に記載のある機器等であっても、補助対象外となる場合があるので注意して下さい。

[補助対象カテゴリに該当する自動車整備用機器等の例を参照してください。](#)

※最新モデルとは、2005年1月1日以降に発売が開始され、かつそれ以降に新たな同モデルの機器等が発売されていないこととされています。

3. 性能証明書発行手続き

性能証明書発行の手順は、以下のとおりです。

(1) 補助事業者から性能証明書発行の依頼を受けた場合、製造メーカー等は、SIIのホームページで公開されている「性能証明書発行の手引き」に基づき、指定書式の性能証明書（原本）及びチェックリストに性能証明書発行ポータルにて必要事項を入力の上、これらを印刷して機工協へ提出して下さい。

(2) チェックリストには、補助対象機器等の性能を証明する根拠書類として、省エネルギー性能向上の根拠を1枚程度にまとめたサマリー及び計算過程に用いた数値又は比較数値そのものを証明できる資料（例えば仕様書、試験証明書、カタログ等）を添付して下さい。

(注1) 根拠書類の提出や合理的な説明がなされないときは、性能証明書を発行できない場合があります。

(注2) 機工協は SII へ審査状況や性能証明書の発行実績等について情報提供する場合がありますので、製造メーカー等は性能証明書の発行申請の際に SII への情報提供に同意したものとさせていただきます。

(3) 機工協は、各書類の要件審査完了後、性能証明書の発行のため性能証明書（原本）に押印等を行い、当該書類を性能証明発行申請者に返送します。

4. 性能証明書発行手数料（消費税込み）

一件：15,000円（機工協会員は、5,000円）

5. 担当窓口

問合せ及び性能証明書の発行手続きは、以下の担当部署までお願いします。

〒160-0022 東京都新宿区新宿7-23-5

一般社団法人日本自動車機械工具協会

校正企画部 企画課

TEL:03-3203-5133、FAX:03-3208-2157

担当窓口専用メール：kikaku@jasea.or.jp